

不成功なるを示すものにして滿蒙政策の更始一新と國民の重大なる決意とを促すものである。

(三) 商租權問題

商租權は一九一五年の日支條約第二條に依りて認められた邦人の土地に關する權利である同條に曰く「日本國臣民は南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設する爲、又は農業を經營する爲、必要なる土地を商租することを得」と又同上交換文には「商租の文字には三十箇年までの長き期間附にて尙無條件にて更新し得べき租借を含むものと了解致候」とある。然るに支那側は右條約締結の一箇月後大總統令を以て「懲辦國賊條例」なる刑事特別法規を定め人民に對し死罪を以て威嚇し土地商租を極力阻止せんとした。其後商租權禁止を目的とする訓令・密令は枚挙に違ない程連發せられてゐる爲に支那人は邦人に對し土地商租を肯せず、偶々危險を冒して之れを爲すものは死罪若しくは投獄せられ地權所有者である日本人は官憲の壓迫に遇うて土地利用の目的を達し得ない實情にあ

る、地權賣買の内情を述ぶれば次のようである。

満洲に於て土地の賣買をするには賣主の有する地券(省政府發行)を賣り渡すことに依て實施せらるゝ、此の地權には「此の地權は若し外國人に抵當又は密賣したる時は直に無効とす」といふ朱印を捺してある。

支那人が官憲の壓迫が大なる爲仲々地權を賣渡すことをさせないが第餘外國人に賣り渡すや直に省政府に紛失の届を出す、省政府は若干の手數料を取つて新たに地券を交附するのを通例とする、爲に從來邦人の買受けた土地も何等かの事業に直に用ふる場合は別として、單に名義のみの土地は遠からず再び支那側に沒收せらるべき危險を有するから今後土地の賣買は不能となるのは勿論假令買受けたる土地も前記の様な運命に陥る恐が大であるから土地に手を出すことは邦人の最も危險視する投資となつた。

即右の様に締約三箇月後に實施を豫想せられた商租細則も十數年後の今日尙目鼻がつかぬ。此の状態は帝國が大陸に發展すべき基礎的要素を覆すものであつて其解決は、今

や一片の空言に等しく取扱はる、外交的手段にては到底達成せらるゝ可能性がない。

此商租權問題が、未解決のまゝ残されてゐるが爲に、色々と我滿蒙發展を阻害して居る。即ち土地なくしては經營の出來ない農業の如きは實權不可能となること勿論で、中には土地を辛ふじて手に入れても之を加工の上いざ耕作せんとする時は、支那官民の壓迫により中止するの止むなきに至り、其儘となつてゐるのも相當多數に上つて居る。鮮農問題といふのは即ち其例であつて、萬寶山事件に類するものは其例甚だ多いのである。

(四) 商工業等に從事する權利に關する問題

大正四年日支條約第三條には各種の商工業其他の業務に從事することを得る旨明記されてゐるが、不當の國內法にて之を妨害し或は特別課稅を賦課し又は契約の破棄を餘儀せしめ或は妨害をなす等あらゆる手段を盡して帝國民の驅逐乃至は自滅を計つて居る。其状況は次の如くであつて、其未解決であるが爲に蒙る帝國民の損害甚だ大なるものがわる。